

流山市健全財政維持条例素案

目 次

第 1 章 総 則（第 1 条—第 3 条）

- 第 1 条 目的
- 第 2 条 基本理念
- 第 3 条 市長の責務

第 2 章 財政運営の基本原則（第 4 条—第 1 2 条）

- 第 4 条 財政情報の公表
- 第 5 条 財政状況の把握及び分析
- 第 6 条 財政計画
- 第 7 条 地方債の発行
- 第 8 条 基金の積立て
- 第 9 条 資産の活用
- 第 1 0 条 予算の編成
- 第 1 1 条 効果的な予算執行
- 第 1 2 条 重要課題等への対応

第 3 章 健全財政の維持（第 1 3 条—第 1 4 条）

- 第 1 3 条 判断指標
- 第 1 4 条 健全財政維持の取組

第 4 章 雑 則（第 1 5 条）

- 第 1 5 条 委任
- 附 則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、流山市自治基本条例（平成 21 年流山市条例第 1 号。以下「自治基本条例」という。）第 23 条の規定に基づき、市長の財政運営に関する基本事項を定めることにより、将来にわたる健全で規律ある市の財政運営に資することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 市長は、前条の目的を達成するため、常に財政状況を総合的に把握し、財源を効果的かつ効率的に活用することにより、財政を健全に運営しなければならない。

2 市長は、持続可能な財政構造の確立に向けて計画的に財政運営を行わなければならない。

（市長の責務）

第 3 条 市長は、前条の基本理念に則り、市民ニーズを的確に把握し、必要性を考慮した予算の編成及び適正な執行をすることにより、健全で規律ある財政運営を行わなければならない。

第 2 章 財政運営の基本原則

（財政情報の公表）

第 4 条 市長は、財政に関する情報を市民に分かりやすく公表することにより、市民と情報を共有し、財政運営の透明性の確保に努めなければならない。

（財政状況の把握及び分析）

第 5 条 市長は、財政の状況を総合的に把握し、分析を行うため、毎年度、財産の保有状況について市が加入する組合等を含めた連結決算を行い、次に掲げる財務諸表を作成し、公表しなければならない。

（１）貸借対照表

（２）行政コスト計算書

（３）純資産変動計算書

（４）資金収支計算書

(財政計画)

第6条 市長は、総合計画における基本計画及び実施計画の策定の際、計画期間に応じた財政の見通しを作成し、財政計画として公表しなければならない。

(地方債の発行)

第7条 市長は、地方債を発行する場合においては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 将来において市民が負担することの妥当性

(2) 当該地方債に係る償還金が将来の財政運営に与える影響

(基金の積立て)

第8条 市長は、緊急的な行政需要に対応するため、必要と認められる額の資金を財政調整積立基金に留保するよう努めなければならない。

2 市長は、公共施設の修繕、新築又は建替えに係る経費その他資金の留保が必要と認められる経費に充てるため、計画的に基金に積み立てるよう努めなければならない。

(資産の活用)

第9条 市長は、長期的な観点に立って、公共施設その他の資産の用途の見直しや維持補修等を行い、効果的に資産を活用しなければならない。

(予算の編成)

第10条 市長は、効果的、効率的かつ健全で規律ある財政運営を行うため、自治基本条例第24条第1項の規定により実施する行政評価の結果を、予算編成に反映させなければならない。

2 市長は、国及び県の動向を注視し、最新の情報を把握し、不
断の歳入確保に努めなければならない。

(効果的な予算執行)

第11条 市長は、事業効果を考慮したうえで、最大の成果が得られるよう予算の執行を行わなければならない。

(重要課題等への対応)

第12条 市長は、重要性のある新たな行政課題に対応する場合は、その必要性、効果及び財源を明らかにした上で対応しなければならない。

第3章 健全財政の維持

(判断指標)

第13条 市長は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下「財政健全化法」という。)に規定する実質公債費比率及び将来負担比率を財政判断指標とし、財政健全化法の規定に基づき国が指定する早期健全化基準の2分の1を市独自の基準(以下「早期警戒基準」という。)と定め、これを上回らないように努めなければならない。

(健全財政維持の取組)

第14条 市長は、早期警戒基準を上回った場合は、健全な財政運営を維持するための計画(以下「健全財政維持計画」という。)を直ちに策定するとともに、健全財政維持計画に従い、財政の健全化に取り組まなければならない。

2 市長は、健全財政維持計画を策定し、又は変更した場合は、これを議会に報告し、かつ、市民に広く公表しなければならない。

第4章 雑則

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。